

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和6年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の概要	個人住民税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。 上記に関する事務のうち、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①課税資料の収集（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税申告書等） ②賦課資料のデータ化を行う ③賦課期日現在（1／1）で課税対象者の基本簿の作成を行う ④賦課期日現在本市内に住民登録がない者について、住民登録地を調査し本市に課税権がないと判断された場合は、住民登録地に課税資料の回送を行う ⑤同一個人の複数の課税資料がある場合は合算及び修正等を行う ⑥課税資料等に基づき賦課決定を行う。 ⑦税額決定通知書等で伝える 特別徴収→事業所及び納税義務者に対し税額決定通知を送付 普通徴収→個人住民税税額決定通知等を送付 年金特別徴収→年金特別徴収義務者に税額等を通知 ⑧扶養の判定（賦課期日現在他市区町村に住所を有する被扶養者については、該当市区町村に所得照会等を行い判定する） ⑨納税義務者及び給与支払者等からの各種申告及び申請、届出書（給与所得者異動届出書等）の受理、またそれに伴う税額の変更・決定及び通知 ⑩未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し申告を促す ⑪生活保護法による生活扶助を受けている場合の個人住民税の免除申請書の受理及び決定 ⑫他市区町村等からの所得照会等の回答を行う ⑬賦課情報に基づく課税証明書の発行を行う
③システムの名称	・個人住民税システム ・宛名システム ・申告支援システム ・番号連携サーバー（団体内統合宛名システム） ・中間サーバー ・原票管理システム ・eLTAX審査システム ・eLTAX国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税特定個人情報ファイル (2)宛名特定個人情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表に規定された事務 <番号法別表> 上欄 24: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 項番48 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 項番 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,9 6,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,16 4,165,166,167,168,169,170,171,172,173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市 総務部 市民税課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム利用者をID及びパスワードにより限定した上で、特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録についてログの残しており、この記録を定期的に分析している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1 ③ システムの名称	eLTAX審査システム、eLTAX国税連携システムについて未記載	eLTAX審査システム、eLTAX国税連携システムを追加	事後	
	I-2 特定個人情報ファイル名	(2)宛名特定個人情報ファイルについて未記載	(2)宛名特定個人情報ファイルを追加	事後	
平成29年1月25日	I-5-② 所属長の役職名	市民税課長 杉田 幸伸	市民税課長 宮嶋 猛	事後	
平成29年1月25日	II-1 いつ時点の計数か	2015/3/1	2017/1/1	事後	
平成29年1月25日	II-2 いつ時点の計数か	2015/3/1	2017/1/1	事後	
平成29年5月1日	II-1 いつ時点の計数か	2017/1/1	2017/4/1	事後	
平成29年5月1日	II-2 いつ時点の計数か	2017/1/1	2017/4/1	事後	
平成30年5月1日	II-1 いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年5月1日	II-2 いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
令和1年5月1日	I-1-② 事務の概要	①市・県民税申告書等	①個人住民税申告書等	事後	
令和1年5月1日	I-1-② 事務の概要	⑦市民税県民税税額決定通知書	⑦個人住民税税額決定通知書	事後	
令和1年5月1日	II-1 いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年5月1日	II-2 いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報-5 評価実施機関における担当	市民税課長 宮嶋 猛	市民税課長 土屋 晃裕	事後	
令和2年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年9月10日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	
令和3年9月10日	I-4-② 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情	(別表第2における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65	事後	
令和3年9月10日	I-5-② 所属長の役職名	市民税課長 土屋 晃裕	市民税課長	事後	
令和3年9月10日	II-1 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年9月10日	II-2 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和4年7月1日	II-1 いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年11月15日	I-3 法令上の根拠	1. 番号法第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞ 上欄 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	1. 番号法第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表に規定された事務 ＜番号法別表＞ 上欄 24: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117及び120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 項番48 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 項番 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,13 7,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173	事後	
令和6年11月15日	II-1 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/10/1	事後	
令和6年11月15日	II-2 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/10/1	事後	